東京法務局所属公証人金子武志は願により公証人を免ぜられた。

河田泰常は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人谷山哲也の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人大野直樹は願により公証人を免ぜられた。

岡山地方法務局所属公証人吉波佳希は願により公証人を免ぜられた。

井上一成は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人吉波佳希の後任を命ぜられた。（以上三月三十一日）（法務省）

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）、中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）及び中部漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月９日

中部運輸局長　神谷　昌文

１．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「271,450円」を「284,950円」に、「255,000円」を「268,500円」に、「213,050円」を「228,050円」に、「203,750円」を「218,750円」に改める。

２．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,700円」を「275,100円」に、「202,450円」を「213,250円」に改める。

３．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「224,000円」を「235,000円」に改める。

４．中部漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「226,000円」を「236,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月９日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告